

広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第十六号

### 広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年広島県条例第号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(拠出金の額の算定)

第二条 広島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、特定期間(高齢者の医療の確保に關する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の初年度の前年度の二月十日までに、別記様式第一号による後期高齢者医療財政安定化基金拠出金見込額計算書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、法第百十六条第三項の規定により徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の額を毎年六月末日までに広域連合に通知する。

(拠出金の納付)

第三条 広域連合は、前条第二項の規定により通知を受けた額の拠出金を毎年十二月十五日までに知事に納付しなければならない。

2 知事は、広域連合が前項の拠出金の納付を行わなかったときは、その延滞日数に應じ、未納金額につき年十四・六パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収するものとする。

(基金への積立て)

第四条 知事は、法第百十六条第五項の規定による広島県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)への積立てを毎年十二月末日までに行う。

(交付申請)

第五条 広域連合は、法第百十六条第一項第一号の規定による基金事業交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けようとするときは、特定期間の終了年度の十二月十日までに、別記様式第二号による後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 別記様式第三号による後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金所要額計算書
  - 二 別記様式第四号による後期高齢者医療財政安定化基金事業対象収入実績額等報告書
  - 三 別記様式第五号による後期高齢者医療財政安定化基金事業対象費用実績額等報告書
  - 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (交付の決定)

第六条 知事は、前条の規定により広域連合から提出された交付申請書の内容を審査し、適

当と認めるときは、交付金の額、交付期日等を決定し、広域連合に通知する。

(交付金の交付)

第七条 広域連合は、前条の規定による交付決定の通知を受けたときは、別記様式第六号による後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により広域連合から提出された請求書を審査し、適当と認めるときは、広域連合に対し交付金を交付する。

(特定期間の初年度における貸付申請)

第八条 広域連合は、特定期間の初年度において、法第百十六条第一項第二号の規定による基金事業貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、当該年度の二月末日までに、別記様式第七号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金初年度借入申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 別記様式第八号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金初年度所要額計算書
- 二 別記様式第九号による初年度基金事業対象収入実績額等報告書
- 三 別記様式第十号による初年度基金事業対象費用実績額等報告書
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(特定期間の終了年度における貸付申請)

第九条 広域連合は、特定期間の終了年度において、貸付金の貸付けを受けようとするときは、当該年度の十二月十日までに、別記様式第十一号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金終了年度借入申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 別記様式第十二号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金終了年度所要額計算書
- 二 別記様式第四号による後期高齢者医療財政安定化基金事業対象収入実績額等報告書
- 三 別記様式第五号による後期高齢者医療財政安定化基金事業対象費用実績額等報告書
- 四 別記様式第十三号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金償還計画書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第十条 知事は、前二条の規定により広域連合から提出された借入申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、貸付金の額、貸付期日等を決定し、広域連合に通知する。

(貸付金の貸付け)

第十一条 広域連合は、前条の規定による貸付決定の通知を受けたときは、別記様式第十四号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金請求書に別記様式第十五号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金借用証書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により広域連合から提出された請求書を審査し、適当と認めるときは、広域連合に対し貸付金を交付する。

(償還期限等の延期)

第十二条 広域連合は、条例第八条の規定により貸付金の償還期限又は各年度の償還期日の延期を求めるときは、償還期限又は償還期日の二十日前までに、別記様式第十六号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金償還期限等延長申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により広域連合から提出された申請書の内容を審査し、承認するか否かを決定し、かつ、承認の決定をした場合においては、必要に応じ償還期限等を延長し、その旨を広域連合に対し通知するものとする。

(任意の繰上償還)

第十三条 広域連合が、条例第九条第二項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、あらかじめ別記様式第十七号による後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

第十四条 広域連合は、貸付金の交付を受けたときは、別記様式第十八号による後期高齢者医療財政安定化基金借入台帳を整備しなければならない。

(報告及び調査)

第十五条 知事は、交付金又は貸付金に関し必要があると認めるときは、広域連合から報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができる。

(雑則)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の後期高齢者医療財政安定化基金拠出金見込額計算書の提出については、第二条の規定にかかわらず知事が別に定める日までに行うものとする。

(別記)

様式第 1 号 (第 2 条関係)

後期高齢者医療財政安定化基金拠出金見込額計算書

(単位：円)

療養の給付等に要する費用の見込額		
年度(初年度)	年度(終了年度)	合計
(A)	(B)	(C) = (A) + (B)

(単位：円)

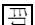
財政安定化基金から生ずる収入の見込額		
年度(初年度)	年度(終了年度)	合計
(D)	(E)	(F) = (D) + (E)
		(G) = (F) / 3

(単位：円)

特定期間における拠出金見込額		年度別拠出金見込額	
療養の給付等に要する費用の額の見込額合計	拠出率	年度(初年度)	年度(終了年度)
(1)	(2)	(3) = (1) × (2)	(4) = (3) - (6)
		(5) = (4) - (6)	(6) = (4) / 2

- 注 1 (A), (B)の各欄には, 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項における「療養の給付等に要する費用の額の見込額」(高齢者の医療の確保に関する法律第93条第1項に規定する「療養の給付等に要する費用の額」に係る見込額をいう。)を, (D), (E)の各欄には, 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項における「収入の見込額」を, 各々記入する。
- 2 (1)欄は(C)欄の金額に一致すること。
- 3 (2)欄には, 条例第2条において定められた拠出率を記入すること。
- 4 (6)欄は(4)欄の額を2で除し, 千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

	第 号
	年 月 日
広島県知事 様	
	広島県後期高齢者医療広域連合
	広域連合長
	
後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金交付申請書	
次のとおり財政安定化基金事業交付金の交付を受けたいので、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。	
1 交付申請額	
2 交付条件	広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則のとおり

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金所要額計算書

		(単位：円)
予 定 保 険 料 収 納 額 (保険料収納下限額未満市町を除く。)	予 定 保 険 料 収 納 額 (保険料収納下限額未満市町)	
(A)		(B)

(単位：円)

保 険 料 収 納 実 績 (見 込) 額 (保険料収納下限額未満市町を除く。)	法第 99 条第 1 項及び第 2 項並び に附則第 14 条第 2 項の規定によ る繰入金実績(見込)額 (保険料収 納下限額未満市町を除く。)	$\frac{[(A) - (C) - (D)] \times \text{基金事業対象比率}}{\times 1/2}$
(C)	(D)	(E)

(単位：円)

保険料収納下限額未満市町に係る 保 険 料 収 納 下 限 額	$(B) - (F) \times 1/2$
(F)	(G)

(単位：円)

基金事業対象費用実績(見込)額 (H)	基金事業対象収入実績(見込)額 (I)	$((H) - (I)) \times 1/2$
(H)	(I)	(J)

(単位：円)

交付限度額	
$(E) + (G) \text{ の額 と } (J) \text{ の額 うち、いずれか少ない額}$	

注 いずれも、本特定期間 2 年間の数値を記入すること。

様式第 4 号 (第 5 条, 第 9 条関係)

後期高齢者医療財政安定化基金事業対象収入実績額等報告書( 年度)

(単位：円)

保険料収納実績(見込)額	法第93条、第96条及び第98条の規定による公費負担金交付実績(見込)額	法第95条の規定による調整交付金交付実績(見込)額	法第 99 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 14 条第 2 項の規定による繰入金実績(見込)額
(A)	(B)	(C)	(D)

法第100条の規定による後期高齢者交付金交付実績(見込)額	法第117条第 1 項の規定による特別高額医療費共同事業交付金交付実績(見込)額	法第102条及び第103条の規定による補助金交付実績(見込)額	その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用に係るものの実績(見込)額
(E)	(F)	(G)	(H)

(単位：円)

基金事業対象収入実績(見込)額
(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) + (H)

注 いずれも、本特定期間2年間の数値を記入すること。

様式第 5 号 (第 5 条, 第 9 条関係)

後期高齢者医療財政安定化基金事業対象費用実績額等報告書( ・ 年度)

(単位：円)

療養の給付等に要した費用 の実績(見込)額	財政安定化基金拠出金の 実績(見込)額	特別高額医療費共同事業拠 出金の実績(見込)額	財政安定化基金償還金の実 績(見込)額
(A)	(B)	(C)	(D)

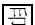
(単位：円)

基金事業対象費用実績(見込)額	
(A) + (B) + (C) + (D)	

注 いずれも、本特定期間 2 年間の数値を記入すること。

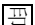


様式第 6 号 (第 7 条関係)

第 号	
年 月 日	
広島県知事 様	広島県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 
後期高齢者医療財政安定化基金事業交付金請求書	
年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについては、次とおり交付を受けたいので、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第 7 条の規定により請求します。	
1 請求金額 金	円
2 交付金の振込先金融機関名及び店舗名	
銀行	店 (口座番号 )

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第7号 (第8条関係)

	第 号
	年 月 日
広島県知事 様	広島県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 
	後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金初年度借入申請書
次のとおり財政安定化基金事業貸付金の貸付けを受けたいので、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例 施行規則第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。	
1 貸付申請額	
2 貸付条件	広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例 施行規則のとおり

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

様式第 8 号 (第 8 条関係)

後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金初年度所要額計算書 ( 年度)

(単位：円)

初年度基金事業対象費用(見込)額 (A)	初年度基金事業対象収入(見込)額 (B)	(C) = (A) - (B)

(単位：円)

貸付限度額 (C) × 1.1	貸付希望額(限度額の範囲内)

様式第 9 号 (第 8 条関係)

初年度基金事業対象収入実績額等報告書 ( 年度)

(単位：円)

保険料収納実績(見込)額	法第93条、第96条及び第98条の規定による公費負担金交付実績(見込)額	法第95条の規定による調整交付金交付実績(見込)額	法第 99 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 14 条第 2 項の規定による繰入金実績(見込)額
(A)	(B)	(C)	(D)

(単位：円)

法第100条の規定による後期高齢者交付金交付実績(見込)額	法第117条第1項の規定による特別高額医療費共同事業交付金交付実績(見込)額	法第102条及び第103条の規定による補助金交付実績(見込)額	その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による特別高額医療費共同事業拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用に係るものの実績(見込)額
(E)	(F)	(G)	(H)

(単位：円)

初年度基金事業対象収入(見込)額
(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) + (H)

様式第10号 (第8条関係)

初年度基金事業対象費用実績額等報告書 ( 年度)

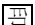
(単位：円)

療養の給付等に要した費用 の実績(見込)額 (A)	財政安定化基金拠出金の実 績(見込)額 (B)	特別高額医療費共同事業拠 出金の実績(見込)額 (C)	財政安定化基金拠還金の実 績(見込)額 (D)

(単位：円)

初年度基金事業対象費用実績(見込)額			
(A) + (B) + (C) + (D)			

様式第11号 (第9条関係)

	第 号
	年 月 日
広島県知事 様	
	広島県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 
	後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金終了年度借入申請書
次のとおり財政安定化基金事業貸付金の貸付けを受けたいので、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例 施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。	
1 貸付申請額	
2 貸付条件	広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施 行規則のとおり

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第12号 (第9条関係)

後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金終了年度所要額計算書 ( 年度)

1 (単位：円)

基金交付金申請額 (A)	本特定期間初年度における借入済額 (B)

2 (単位：円)

基金事業対象費用実績 (見込) 額 (C)	基金事業対象収入実績 (見込) 額 (D)

3 (単位：円)

保険料下限額未満 市町における保険 料収納下限額 (E)	保険料下限額未満 市町における保険 料収納実績 (見込) 額 (F)	保険料下限額未満市町における 法第99条第1項及び第2項並びに 附則第14条第2項の規定による 繰入金実績 (見込) 額 (G)	(E) - ((F) - (G)) × 基金事業対象比率 (H)

(単位：円)

貸付限度額 $((C) - (D) - (A) - (B) - (H))$ × 1.1	貸付申請額 (貸付限度額の範囲内)

注 1, 2, 3については, 本特定期間2年間の数値を記入すること。

様式第13号 (第9条関係)

後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金償還計画書

1 財政安定化基金事業貸付金

(単位：円)

初年度貸付額	終了年度貸付額	借入総額

2 財政安定化基金事業貸付金償還計画 ( 年度貸付金)

(1) 据置期間 \_\_\_\_\_ 年3月31日まで

(2) 償還計画

(単位：円)

	年度	年度
年度当初貸付残高		
当該年度償還予定額		
年度末貸付残高		



様式第14号 (第11条関係)

年 月 日

広島県知事 様

広島県後期高齢者医療広域連合

広域連合長



後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金請求書

年 月 日付け 第 号で貸付決定のあったこのことについては、次のとおり貸付けを受  
けたいので、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第11条の規定により関係書類を添えて請求しま  
す。

- 1 請求金額 金 円
- 2 利率 無利息
- 3 償還期限 借入年度の属する特定期間中は据置とし、据置期間経過後の2年以内
- 4 償還方法 元金均等年賦償還
- 5 償還期日 毎年3月31日
- 6 延滞利息 償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数に及び、未納金額につき年14.6パーセント  
の割合で計算した金額
- 7 貸付金の振込先金融機関名及び店舗名 銀行 店 (口座番号 )

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第15号 (第11条関係)

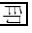
後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金借用証書

金 円也

上記の金額を、次の条件で借用しました。

- 1 借入対象事業名
- 2 据置期限
- 3 償還期限
- 4 延滞利息支払の方法  
償還期日までに償還すべき金額の全部又は一部を納付しなかったときは、その延滞日数に応じ、延滞元金につき年 14.6 パーセントの割合で計算した金額を延滞利息として支払います。
- 5 元利金の支払場所  
貴県の指定する金融機関
- 6 その他  
この借入金については、上記のほか、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則に定めるところに従います。
- 7 借入年月日  
年 月 日

広島県知事 様


広島県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 16 号 (第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

広島県知事 様

広島県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 

後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金償還期限等延長申請書

年 月 日付け 第 号で貸付決定を受けた広島県後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金の償還期限 (期日) を次のとおり延長してください。


- 1 貸付金額
- 2 延長後の償還期限 (期日)
- 3 理由

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 17 号 (第 13 条関係)

第 号  
年 月 日

広島県知事 様

広島県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 

後期高齢者医療財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号で貸付決定を受け、年 月 日に貸付けを受けたこの貸付金を、次のとおり繰上償還したいので、広島県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第13条の規定により通知します。

1 繰上償還額

貸付金の 年度区分	貸付年月日	当初貸付額	未償還元金 現在高	繰上償還額	繰上償還期日

2 繰上償還の理由

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

